

岩手県告示第294号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成23年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市川目第4地割、砂子沢第2地割、土淵字北野の各一部、川目第2地割
遠野市	遠野市上郷町細越21地割、22地割、29地割、31地割、36地割の各一部
一関市	一関市三関字桜町、仲田、日照、神田、外谷起の一部、字久保、北霊露、樋渡、鳴神、南霊露、吸川街、深町、反町、柳町、二本木、沼田、宇南、散田、柄貝、相去
奥州市	奥州市水沢区台町、泉町、朝日町、東中通り、東大通り、太日通り、真城字大槻、黒石町字山内の各一部、奥州市江刺区梁川字道合の一部、新地野、長根、深田、最中沢、藤里字前田
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字鬼越の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字関屋、館越、面岸字松長根、一本木、根反字内野沢、川向、小根反、野磯鶏

2 調査期間 平成23年4月1日から平成24年3月30日まで